10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

国際取引における準拠法の明示：一行あっても足りない場合

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　どういう場面か：相手方が外国法人

相手方が海外の法人である契約書のドラフトが回ってきた。あるいは、契約の対象が海外にある。そういう場面です。

純粋な国内取引であれば、準拠法の定めは不要です（注1）。当事者も履行地も日本国内で完結する取引なら、この条項は飛ばしてかまいません。

渉外的な要素があると、話が変わります。準拠法の合意がなければ、紛争解決地国（法廷地）の国際私法によって準拠法が決定されることになり、どの国の法律が適用されるか不確定性が生じます。国際取引においては紛争解決のためのコストが増大しがちであるため、このような不確定性が存すること自体が、ビジネスにとって致命的といえます（注2）。

もっとも、条項が1つあれば済むわけでもありません。一行書いてあっても足りない場合があります。本稿は、見る順序を4つに分けます。

準拠法の制度そのもの（通則法7条・8条の枠組み、当事者自治の限界、分割指定）は別稿「準拠法条項の設計と通則法7条」が扱います。本稿はレビューの手順に絞ります。

二　何を見るか

1　条項があるか、明示になっているか

条項がなければ、通則法8条により最密接関係地法によることになります。同条2項は、特徴的給付を行う当事者の常居所地法（その当事者が関係する事業所を有するときは、その事業所の所在地法）を最密接関係地法と推定します。

では、誰が特徴的給付を行う当事者か。契約類型ごとに整理すると、次のとおりです（注3）。

契約類型	特徴的給付を行う当事者
売買契約	売主
保険契約	保険者
保証契約	保証人
消費貸借・賃貸借契約	貸主
請負契約	請負人
委任契約	受任者
物品運送契約	運送人

自社が買主なら、条項がない限り売主の国の法が推定されます。**代金や報酬を払う側は、特徴的給付を行う当事者になりません。**条項の有無を最初に見る理由は、ここにあります。

次に、書いてあっても明示になっているかを見ます。準拠法の定めがなく、前文にこうあるだけの契約書もあります。

> 甲、乙は、関係する中国の法律法規に基づいて協議し、協議の一致をもって以下のとおり約定する。（注4）

この記載は、準拠法を明示したものか不明確で、準拠法をめぐって紛争が生じるおそれがあります（注4）。「〇〇国の法令に基づき」「〇〇国において」といった前文の言い回しは、準拠法の選択と認定されることもあれば、明示に至らないと判断されることもあり、どちらに転ぶか読めません（注4）。前文に頼らず、準拠法条項を置きます。

契約書ごとに要る、という点も見ます。主債務の準拠法が日本法であるからといって、国際取引である連帯保証契約の準拠法が当然に日本法になるわけではありません（注5）。本体契約に準拠法条項があっても、保証契約書のように別個の契約書には、それぞれ要ります。基本契約の条項が個別契約や覚書に及ぶかも確かめます。

2　準拠法と管轄がねじれていないか

準拠法と合意管轄が別の国を指していないかを見ます。

チェックポイントの一つが、「適用法令として選択した国と合意管轄のある国を一致させる」ことです。抵触法

は管轄権のある国のものが適用されるため、不一致が生じると、自国の法令によらず裁判することになり、必ずしも妥当な解釈がなされるか保証されないというリスクがあります（注6）。

別の実務書も同じところに行き着きます。日本の裁判所においてニューヨーク州法を準拠法とした契約に関する紛争を審理することも可能ではあるが、実際の裁判においては多大な労力や時間を要することになるので、一般には裁判管轄権を有する国の法律を準拠法として定めておくことが望ましい、というものです（注7）。

ねじれは、交渉の結果として生まれます。準拠法は自国法、管轄は相手国、という交換が成立してしまう。条項を1つずつ順に見ていくと、この組合せは見えません。準拠法条項と紛争解決条項は、並べて見ます。

3　CISGの適用を排除しているか

物品売買であれば、ウィーン売買条約を見ます。

> 第一条
> (1)　この条約は、営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約について、次のいずれかの場合に適用する。
> (a)　これらの国がいずれも締約国である場合
> (b)　国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれる場合（注8）

日本は締約国です。ウィーン売買条約が適用対象としている契約については、同条約の適用を除外する明示的な合意がない限り、同条約の定めが適用されます（注9）。

ここに落とし穴があります。適用範囲に関する合意には、①締約国の法律を準拠法とするがウィーン売買条約は適用しないと定める方法、②準拠法を明示せず単にウィーン売買条約は適用しないと定める方法、③単に非締約国の法律を準拠法として定める方法、④単に締約国の法律を準拠法とすると定める方法の4つがあります。**このうち④は、ウィーン売買条約の適用排除とは解されません**（注10）。

> したがって，単に「日本法を準拠法とする」と定めるのみでは，ウィーン売買条約の適用を排除することはできないので注意が必要である。（注10）

「本契約の準拠法は日本法とする」という見慣れた一行は、この④に当たります。日本法の一部としてウィーン売買条約が適用される、という読み方です。

排除するなら、条約自体が明文で認めています。

> 第六条
> 当事者は、この条約の適用を排除することができるものとし、第十二条の規定に従うことを条件として、この条約のいかなる規定も、その適用を制限し、又はその効力を変更することができる。（注8）

条項例は、次の形です。

> 第X17条
> この契約は、ドイツ法による。ただし、国際売買契約に関する国際連合条約の適用は排除する。（注11）

排除すべきかどうかは、別の判断です。実務で排除条項がしばしば見られるのは、従来の契約書を条約に合わせて見直すコストをかけるインセンティヴがないことに加え、紛争発生時に弁護士も裁判官も不慣れであることから時間と労力を要するおそれがあると考えられているからでしょう。排除条項を置くことは、現実的な対応として十分に理由があります（注12）。条約の中身の当否は別稿「ウィーン売買条約79条との対比：国際売買では何が免責事由か」が扱います。

レビューで見るのは、排除するのかしないのかが条項から読み取れるかどうかです。

4　危ない書き方が混じっていないか

最後に、条項の形を見ます。避けるべき書き方が2つあります。

一つが交差型です。

> 第X21条
> 当事者Aが当事者Bに対して請求する場合にはこの契約の条項はフランス法により、当事者Bが当事者Aに対して請求する場合には日本法による。（注13）

管轄条項と組み合わせると一見都合がよさそうに見えます。しかし、この条項のもとでは提訴や仲裁申立てがあるまで準拠法が定まらず、成立・効力などを判断することができなくなり、訴訟や仲裁が競合して複数進められる場合にはそれぞれが別の準拠法により判断されるという事態になります。紛争が生ずる前の段階での契約の解釈に支障が生じ、紛争の和解による解決も期待できなくなります（注13）。

もう一つが、複数の法の共通する原則によるとする書き方です。ドイツ企業とオランダ企業の契約に「ドイツ法とオランダ法に共通する原則による。そのような原則がない場合には、スイス法による」という条項が置かれた例があります（注14）。実際にこの契約をめぐる仲裁が行われた際には、すべての争点について、ドイツ法とオランダ法が共通する原則を定めているか否かについて争

われ、無駄に多くの時間が費やされました。入り口に過ぎない準拠法問題でコストと時間をかけることになりかねないこのような条項は、避けるべきです（注14）。

これに対して、「ただし、抵触法ルールを除く」といった書き方は、消させる必要がありません。日本では通則法7条により準拠法指定ができるのは実質法に限られるので念のためにすぎませんが、外国での訴訟を予定している場合には当該外国の国際私法で異なる扱いがされる可能性もあるため、このように定めておくことは無意味であるとまではいえません（注15）。

三　直し方

1　条項がないとき

足します。文言は短くて足ります。

> （準拠法）
> 第〇条　本契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈される。（注16）

物品売買であれば、これに続けてウィーン売買条約の扱いを書くかどうかを決めます。

2　ねじれているとき

準拠法と管轄のどちらを動かすかを先に決めます。動かしやすいのは準拠法のほうです。管轄は執行の見通しや相手方の資産の所在地と結びついているため、交渉での可動域が狭くなります。準拠法を管轄に合わせる方向で提案するのが、通りやすい直し方です。

3　ウィーン売買条約の扱いが読み取れないとき

準拠法を日本法とする一行だけであれば、排除するかどうかを決めてから書き足します。排除するなら、ただし書で明示します。排除しないと決めたなら、書き足す必要はありません。**決めないまま出さない、というのがこの項目の要点です。**

4　交差型・共通原則型があるとき

単一の法に寄せます。交差型は裁判管轄条項・仲裁条項であれば適用範囲を異にする条項が2つあると考えればよいのですが（注13）、準拠法条項では避けます。

四　相手方への説明のしかた：「自国法」の押し合いをどう解くか

準拠法の交渉は、双方が自国法を主張して止まりがちです。解き方は3つあります。

準拠法と管轄を一組にして、どちらの国に寄せるかを交渉する。準拠法は相手国法、管轄は日本、という組合せは、二の2のとおり勧められません。逆に、準拠法を日本法とする代わりに管轄を相手国とするのも同じです。**組にして一方に寄せることを提案すると、相手方も1つの取引として判断できます。**

第三国法の費用を示す。中立を理由に第三国の法を選ぶ案が出ることがありますが、双方にとって調査費用が発生します。条文と裁判例の訳文を用意し、現地の弁護士の意見書を取ることになる。中立の代償が両者の持ち出しになることを、数字の見当とともに伝えます。

自国法が有利とは限らないことを示す。契約の準拠法として日本法を指定したからといって、日本の当事者にとって有利な結論が導かれるとは限りません（注17）。例えば著作権譲渡では、日本法を準拠法とすると著作権法61条2項の推定が働き、27条・28条の権利を特掲していない譲受人が不利になり得ます。もっとも、同項が保護国法の問題として適用される可能性もあるため、準拠法にかかわらず、27条・28条の権利が移転するかどうかを明記しておくことが考えられます（注17）。準拠法の交渉は、旗の取り合いではなく、その契約でどちらのルールが自社に有利かの検討です。この点は別稿「準拠法条項の設計と通則法7条」で扱っています。

五　どこまで直すか

優先順位をつけます。

条項がまったくないときは、必ず足します。二の1のとおり、自社が買主なら相手方の国の法が推定されます。修正の負担は1条だけで、相手方も断りにくい提案です。

ねじれているときも直します。ここは実務書2冊が揃って指摘する点で、説明もしやすい。

ウィーン売買条約は、物品売買であれば見ます。物品売買でなければ飛ばします。役務提供やライセンスの契約で条約の話を持ち出すと、交渉の焦点がぼやけます。

交差型と共通原則型は、見つけたら直します。もっとも、日本企業間で作られたドラフトに混じることは多くありません。相手方が第三国の法律事務所を使っているとき、あるいは既存の英文ひな型を流用しているときに現れます。

「抵触法ルールを除く」の一文は、放置します。害がなく、削る交渉に時間を使う価値がありません。

本稿で扱わなかったこと

分割指定（契約の一部について別の国の法を選ぶ書き方）は、別稿「準拠法条項の設計と通則法7条」が扱いま

す。書き方を誤ると意図した効力が認められないおそれがあるため、レビューで見つけたときはそちらを参照してください。

国内の合意管轄条項の設計は別稿「専属的合意管轄条項の設計」が扱いますが、国際裁判管轄の合意（民訴法3条の7）は同稿の射程外です。本稿の二の2で見るのは、準拠法との組合せだけです。

申込書と請け書で準拠法の定めが食い違う場合（書式の闘い）は、契約の成立の問題と重なります。この場合、当事者が一致して選択した準拠法はないので、通則法8条によることになります（注18）。この場面はレビューではなく取引の運用の問題なので、本稿では扱いません。

参考文献等

（注1）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）103頁

（注2）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）設問16（主債務契約の準拠法が日本法である場合に、国際取引である連帯保証契約において準拠法の明示的な定めがなく、契約の有効性が問題となる場合）の解説1

（注3）道垣内正人『国際契約実務のための予防法学――準拠法・裁判管轄・仲裁条項』（商事法務、2012）108頁

（注4）前掲注2・設問16の条項例および問題点①

（注5）前掲注2・設問16の解説2

（注6）前掲注1・103頁

（注7）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）224～225頁

（注8）国際物品売買契約に関する国際連合条約（平成20年条約第8号）

（注9）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）619頁

（注10）前掲注9・620頁

（注11）前掲注3・99頁

（注12）前掲注3・100頁

（注13）前掲注3・103頁

（注14）前掲注3・101～102頁

（注15）前掲注3・101頁

（注16）前掲注2・設問16の改善例

（注17）阿部・井窪・片山法律事務所編著『企業における裁判に負けないための契約条項の実務』（青林書院、2023）79～80頁

（注18）前掲注3・108頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/kokusai-junkyoho-meiji/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「国際取引における準拠法の明示：一行あっても足りない場合」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。